

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年条例第六十五号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(療養介護の事業に関する記録の整備)

第三条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第十六条第一項に規定する療養介護計画

二 条例第二十六条第二項に規定する身体拘束等の記録

三 条例第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 条例第二十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に対して講じた措置の記録

(療養介護の事業に関する相談及び援助)

第四条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(療養介護の事業に関する地域との連携等)

第五条 療養介護事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその地域住民による自発的な活動等と連携し、及び協力するなど、地域との交流に努めなければならない。

(準用)

第六条 前三条の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条第二項第一号中「条例第十六条第一項」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例第十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第三号中「第二十八条第二項」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例第二十八条第二項」と、同項第四号中「条例第二十九条第二項」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

2 前三条の規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第三条第二項第一号中「条例第十六条第一項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第三号中「条例第二十八条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十八条第二項」と、同項第四号中「条例第二十九条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

3 前三条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第三条第二項第一号中「条例第十六条第一項」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例第十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第三号中「条例第二十八条第二項」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例第二十八条第二項」と、同項第四号中「条例第二十九条第二項」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

4 前三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第三条第二項第一号中「条例第十六条第一項」とあるのは「条例第六十六条において準用する条例第十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第六十六条において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第三号中「条例第二十八条第二項」とあるのは「条例第六十六条において準用する条例第二十八条第二項」と、同項第四号中「条例第二十九条第二項」とあるのは「条例第六十六条において準用する条例第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

5 前三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第三条第二項第一号中「条例第十六条第一項」とあるのは「条例第八十一条において準用する条例第十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第八十一条において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第三号中「条例第二十八条第二項」とあるのは「条例第八十一条において準用する条例第二十八条第二項」と、同項第四号中「条例第二十九条第二項」とあるのは「条例第八十一条において準用する条例第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

6 前三条の規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第三条第二項第一号中「条例第十六条第一項」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第三号中「条例第二十八条第二項」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第二十八条第二項」と、同項第四号中「条例第二十九条第二項」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

「とあるのは」条例第八十四条において準用する条例第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。